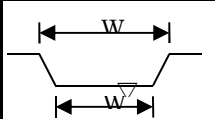
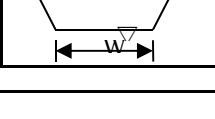
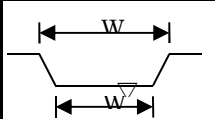
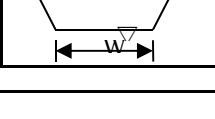
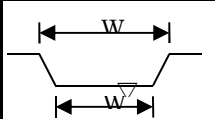
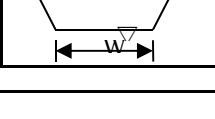
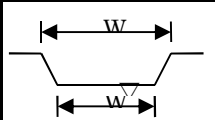
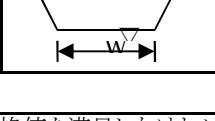
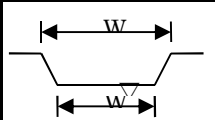
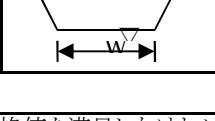
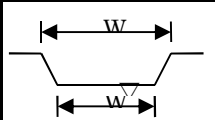
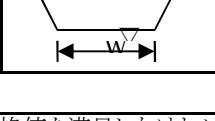


## 平成25年版 栃木県土木工事共通仕様書正誤表(青本)

種別	頁	章・節	条	項目	正	誤
土木工事 共通仕様書 目次	目次	第3編土木工 事共通編 第1章総則 第1節総則			1-1-2 請負代金内訳書	1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書
土木工事 共通仕様書	p. 77	第2編材料編 第1章一般事 項 第2節工事材 料の品質		2. 中等の品 質	契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したも のまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合し たも のまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。
土木工事 共通仕様書	p. 78	第2編材料編 第1章一般事 項 第2節工事材 料の品質			【追加】  7. 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が 設計図書の使用に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう 努めること。	
土木工事 共通仕様書	p. 108	第3編土木工 事共通編 第1章総則 第1節総則	1-1-2 請負 代金内訳書 及び工事費 構成書		1-1-2 請負代金内訳書	1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書
土木工事 共通仕様書	p. 108	第3編土木工 事共通編 第1章総則 第1節総則	1-1-2 請負 代金内訳書 及び工事費 構成書	3. 工事費構 成書	【全文削除】	受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヵ月を超える対象工事の場合 は内訳書の提出後に発注者に対し、当該工事の工事費構成書の提出を 求めることができる。また、発注者が提出する工事費構成書は、請負契約 を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別および細別の数量 に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基 づき有効数字2桁(3桁目または小数3桁目以下切捨)の百分率で表示し た一覧表とする。
土木工事 共通仕様書	p. 108	第3編土木工 事共通編 第1章総則 第1節総則	1-1-2 請負 代金内訳書 及び工事費 構成書	4. 工事費構 成書の提出	【全文削除】	発注者は、受注者から工事費構成書の提出を求められたときは、その 日から14日以内に受注者に提出しなければならない。
土木工事 共通仕様書	p. 108	第3編土木工 事共通編 第1章総則 第1節総則	1-1-2 請負 代金内訳書 及び工事費 構成書	5. 工事費構 成書の内容 説明	【全文削除】	受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることが できる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。なお、工事 費構成書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

種別	頁	章・節	条	項目	正	誤																																																			
土木工事 共通仕様書	p. 108	第3編土木工 事共通編 第1章総則 第1節総則	1-1-2 請負 代金内訳書 及び工事費 構成書	6. 請負代金 内訳書の提 出	3. 請負代金内訳書の提出 受注者は、請負代金内訳書を監督員へ提出する際には、紙で出力した 請負代金内訳書に捺印したものを監督員を経由して発注者に提出しなけ ればならない。	6. 請負代金内訳書の提出 受注者は、請負代金内訳書を監督員へ提出する際には、紙で出力した 請負代金内訳書に捺印したものを監督員を経由して発注者に提出しなけ ればならない。																																																			
共通仕様書 様式 集一覧表	p. 18	工事実施工 程表			※工事実施工程表に構成率と進捗率を追加  工事名 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">構成 率 %</th> <th rowspan="2">進捗 率 %</th> <th colspan="3">4月</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	細別	単位	数量	構成 率 %	進捗 率 %	4月			10	20	30											工事名 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">数量</th> <th colspan="3">4月</th> <th colspan="3">5月</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	細別	単位	数量	4月			5月			10	20	30	10	20	30											
工種	種別	細別	単位	数量	構成 率 %								進捗 率 %	4月																																											
						10	20	30																																																	
工種	種別	細別	単位	数量	4月			5月																																																	
					10	20	30	10	20	30																																															
共通仕様書 様式 集一覧表	p. 45	様式1-1 工事費構成 書			【様式1-1を削除】																																																				
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-6	土木工事施 工管理基準	5. 管理項目 及び方法	(3) 品質管理	(イ)路 盤 維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000m2以下のもの) (ロ)アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)  2. なお、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のう ち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)について は、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。	2. なお、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のう ち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)について は、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。  (イ)路 盤 維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000m2以下のもの) (ロ)アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)																																																			
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-6	土木工事施 工管理基準	5. 管理項目 及び方法	(3) 品質管理	【追加】  3. レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JISA5308) は、請負者が自らもしくは公的機関で行うものとする。現場付近に公的機 関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる 場合等、やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、 監督員の承諾を得るものとする。 4. 品質管理基準における舗装(路盤、アスファルト等)に関する摘要欄の舗 装施工面積は投影面積とする。 5. 公的試験機関は下記のとおりである。 ・コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験等は下記の 機関による。 (1) (財) 栃木県建設総合技術センター (2) (株) 中研コンサルタント 栃木技術センター (3) 芳賀生コンクリート協同組合技術センター																																																				

種別	頁	章・節	条	項目	正	誤								
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-6	土木工事施 工管理基準	6. 規格値	・第6編 河 川編	<p>【追加】</p> <p>出来型管理基準及び規格値 河道工・溪流保全工の出来形管理基準及び規格値は下記のとおり</p> <p>・第6編 河川編</p> <table border="1"> <tr> <td>工種</td> <td>基準高▽</td> <td>幅 W</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河道工</td> <td>±50</td> <td>±100</td> <td></td> </tr> </table>	工種	基準高▽	幅 W		河道工	±50	±100		
工種	基準高▽	幅 W												
河道工	±50	±100												
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-6	土木工事施 工管理基準	6. 規格値	・第8編 砂 防編	<p>【追加】</p> <p>・第8編 砂防編</p> <table border="1"> <tr> <td>工種</td> <td>基準高▽</td> <td>幅 W</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河道工</td> <td>±50</td> <td>±100</td> <td></td> </tr> </table>	工種	基準高▽	幅 W		河道工	±50	±100		
工種	基準高▽	幅 W												
河道工	±50	±100												
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-246	品質管理基 準及び規格 値	5. 上層路盤 工	現場密度の 測定	<p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m<sup>2</sup>につき1個</p> <p>・1,000m<sup>2</sup>～3,000m<sup>2</sup>未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個、1,000m<sup>2</sup>未満については異常がなければ省略しても良い。</p>	<p>・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m<sup>2</sup>につき1個</p> <p>・1,000m<sup>2</sup>～3,000m<sup>2</sup>未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個、1,000m<sup>2</sup>未満については異常がなければ省略しても良い。</p>								
工事資料 一覧表	p. 1	工事資料一 覧表 1. 提出書類	欄外 ※2	施工計画書 に記載する事 項	<p>※2:1000万円未満(100万円未満を除く)の施工計画書に記載する事項</p> <p>1 工事概要</p> <p>2 現場組織表</p> <p>3 緊急時の体制及び対応</p> <p>4 再生資源利用・利用促進(計画)書</p> <p>5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)</p>	<p>※2:1000万円未満(100万円未満を除く)の施工計画書に記載する事項</p> <p>1 工事概要</p> <p>2 現場組織表及び施工体系図</p> <p>3 緊急時の体制及び対応</p> <p>4 再生資源利用・利用促進(計画)書</p> <p>5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)</p>								
工事資料 簡素化 (案)	p. 4	工事資料簡 素化(案) 1. 提出書類	欄外 ※2	施工計画書 に記載する事 項	<p>※2:1000万円未満(100万円未満を除く)の施工計画書に記載する事項</p> <p>1 工事概要</p> <p>2 現場組織表</p> <p>3 緊急時の体制及び対応</p> <p>4 再生資源利用・利用促進(計画)書</p> <p>5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)</p>	<p>※2:1000万円未満(100万円未満を除く)の施工計画書に記載する事項</p> <p>1 工事概要</p> <p>2 現場組織表及び施工体系図</p> <p>3 緊急時の体制及び対応</p> <p>4 再生資源利用・利用促進(計画)書</p> <p>5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)</p>								